



環境再生・資源循環行政の課題と今後の取組

令和4年1月28日

環境省環境再生・資源循環局総務課長

奥山 祐矢

1. 世の中の動向と環境政策
2. 今後の環境政策の方向性
3. 資源循環について
4. 東日本大震災からの復興・再生

1. 世の中の動向と環境政策

地球環境のいま

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動・日常生活が地球環境に限界をもたらしつつある



▶ 政府では、温室効果ガス46%削減、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模80兆円以上、陸・海の保護区域等30%確保（30 by 30）など、2030年ターゲットを掲げ、取組を集中的に実施していく

気候非常事態 宣言

- 2020年11月19日に衆議院本会議、11月20日に参議院本会議において採択

『私たちは「**もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている**」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、**一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い**、国際社会の名誉ある一員として、**それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する**。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する』

改正地球温暖 化対策法

- 昨年5月に成立
- 長期的な方向性を法律に位置づけ、脱炭素に向けた取組・投資を促進
- 地方創生につながる再エネ導入を促進
- ESGにもつながる企業の排出量情報のオープンデータ化

プラスチック資源 循環法

- 昨年6月に成立
- プラ製品の設計を環境配慮型に転換（設計・製造段階）
- 使い捨てプラをリデュース（販売・提供段階）
- 排出されるプラをあまねく回収・リサイクル（排出・回収・リサイクル段階）

国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）

- 昨年10/31～11/13に英国グラスゴーで開催
- パリ協定の1.5℃努力目標達成に向けて、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズアウトを含む努力を加速すること、などを決定文書に記載
- パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、パリ協定ルールブックが完成



脱炭素社会の実現に向け、具体的な取組の実行がいよいよ迫られている

2. 今後の環境政策の方向性

令和4年度 環境省重点施策

基本的方向

現状

豪雨の頻発などの**気候危機**、**生物多様性の損失**、**廃棄物**の大量発生。大量生産・大量消費型の経済活動・日常生活により、プラネタリー・バウンダリーを超過。

2030年まで「勝負の10年」に向けた2つのコアミッション

時代の要請への対応

2030年目標に向け、あらゆる施策を総動員

- ・ 2030年度GHG**46%**削減、さらに**50%**の高みへの挑戦
- ・ 陸・海の**30%**の保全（30by30）
- ・ 循環経済関連ビジネス市場規模**80兆円**以上
- ・ 脱炭素インフラ最大**1兆円**規模の事業の創出

不変の原点の追求

公害健康被害等の救済・補償、東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けた取組を着実に実施

✓ COP26のルール合意を受け拡大する**世界的な脱炭素市場**に、我が国技術等を**海外展開**。世界の脱炭素化に貢献し、分配の原資となる**成長**の果実を獲得。

✓ 持続可能で豊かなグリーン社会を実現することで、「**科学技術立国**」と「**地方活性化**」に貢献。

重点施策

※主な施策：令和3年度補正予算、令和4年度財投を含む

時代の要請への対応

不変の原点の追求

脱炭素社会

環境省当初予算(一般会計+エネ特)の**1/3**規模の**1000億円**以上の予算を**重点配分**

(1) **地域・暮らし**・社会のグリーン・トランスフォーメーション (GX) 推進

- ・ (新)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ・ (新)初の民間脱炭素化事業への財投出資制度
- ・ 地域共生型再エネ導入加速化支援パッケージ
- ・ 建築物・住宅の脱炭素化支援
- ・ (新)グリーンライフ・ポイント推進
- ・ (新)再エネ×電動車カーシェア促進
- ・ (新)ナッジ×デジタル脱炭素型の暮らし促進
- ・ ESG金融と企業の脱炭素経営の実践促進
- ・ (新)中小企業CO2削減比例型設備導入支援

(2) **熱中症対策**を始めとした**適応施策**の推進

- ・ 熱中症対策の推進 ((新)サブスクリプション型のアコン普及等)
- ・ 気候変動影響評価・適応推進

循環経済

(1) **循環経済**への移行の加速化

- ・ プラスチック資源循環の推進
- ・ サステナブルファッションの推進、食品ロス対策

(2) **レジリエントな廃棄物処理体制**構築

- ・ 一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備
- ・ 軽石を含む海岸漂着物等対策

カーボンプライシング

- ・ 成長に資するカーボンプライシングの取組
- ・ J-クレジット×デジタルの推進

分散型社会

(1) **生物多様性国家戦略**の改定 (30by30実現)

- ・ (新)OECD※としての民間取組促進に向けた仕組み・データ整備
- ・ 指定管理鳥獣の捕獲

(2) **生物多様性保全** × **脱炭素** × **循環経済**

- ・ 国立公園満喫プロジェクト
- ・ 国立公園等の利用拠点の魅力創造

※OECD
Other Effective area-based Conservation Measures,保護地域以外の生物多様性保全に資する区域。

環境外交の強化

※JCM 二国間クレジット制度

- ・ JCM※による脱炭素技術等の海外展開を通じ世界市場獲得
- ・ 生物多様性、海洋プラスチックに関する国際的枠組みづくりの主導

命と環境を守る基盤的取組

- ・ 水俣病総合対策
- ・ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)
- ・ (新)犬猫の譲渡促進

東日本大震災からの復興・再生

- ・ 中間貯蔵施設の整備
- ・ 除去土壌の再生利用推進
- ・ 特定復興再生拠点の整備
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理
- ・ (新) ALPS処理水に係る海域モニタリング
- ・ 脱炭素×復興まちづくり
- ・ 放射線健康管理・不安対策

過去最大の恒常定員増(+137人)：本省「地域脱炭素推進審議官」グループ、「特別国際交渉官」、事務所「地域脱炭素創生室」等を**新設**。

地域脱炭素ロードマップ

- 2050年カーボンニュートラル・2030年46%削減の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に議論するため、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 地方自治体等ヒアリングを経て、2021年6月9日の第3回会合で、本ロードマップを決定。

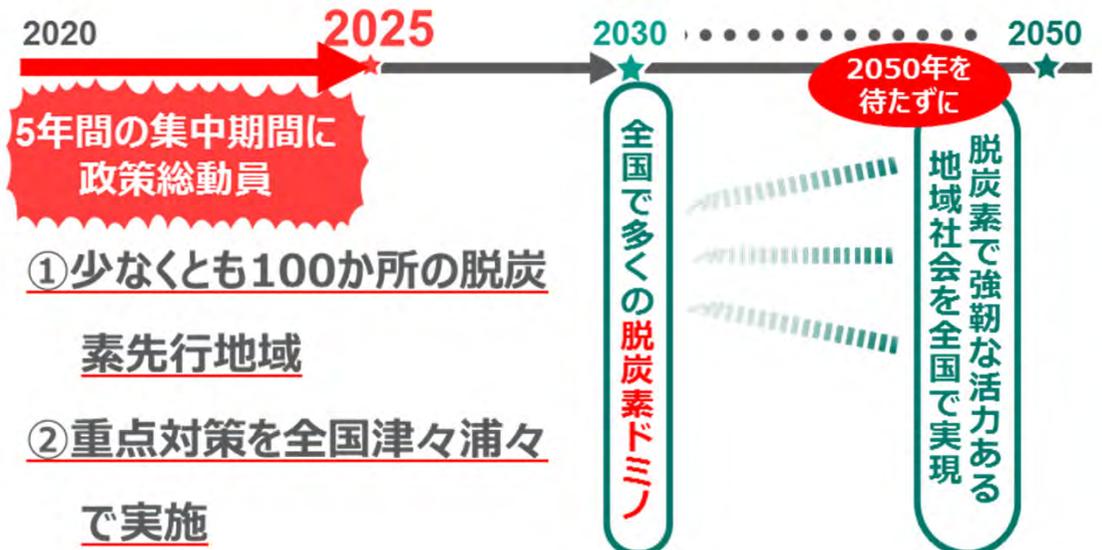
キーメッセージ

- ▶ 地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- ▶ **再エネ等の地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**
- ▶ 一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める

今後の工程

今後5年間に対策を集中実施

- 脱炭素先行地域づくり**（カーボンニュートラルを2030年に前倒すエリアを100ヶ所以上）
- 重点対策の全国実施**（特に重点的に導入促進を図る対策である屋根置きPVやゼロカーボンドライブなどを大幅加速）

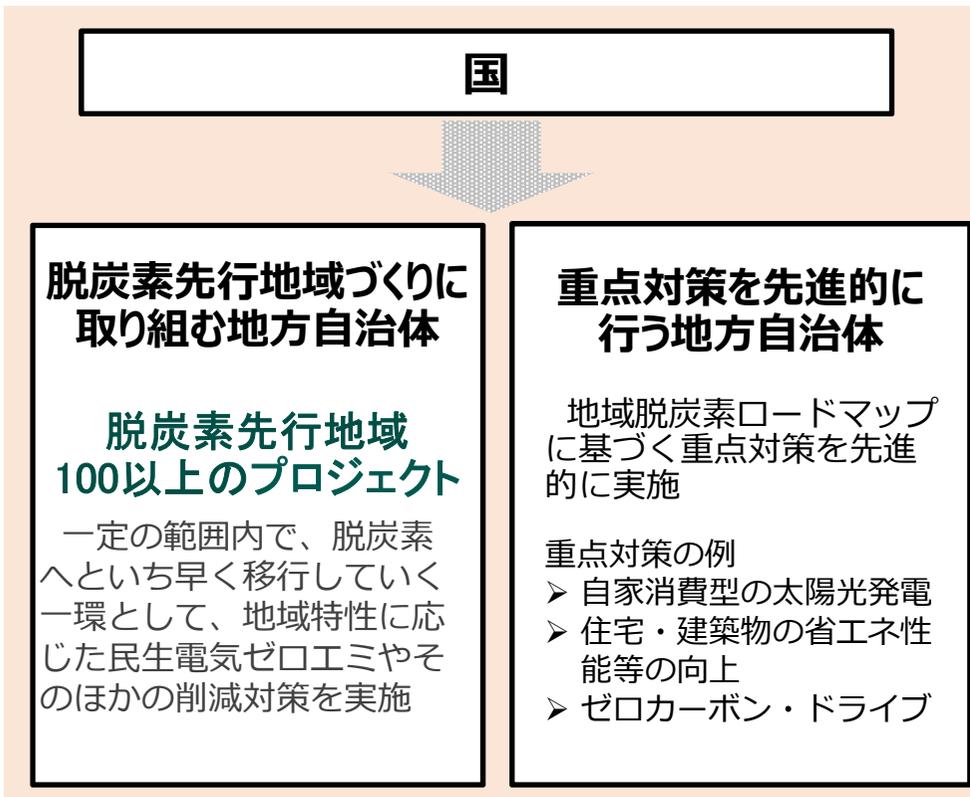


ロードマップ実現に向けた包括的な資金支援

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや重点対策に対して、関係府省庁が連携した上で、関連対策への支援を重点化
- ①人材、②情報・ノウハウ、③資金の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援

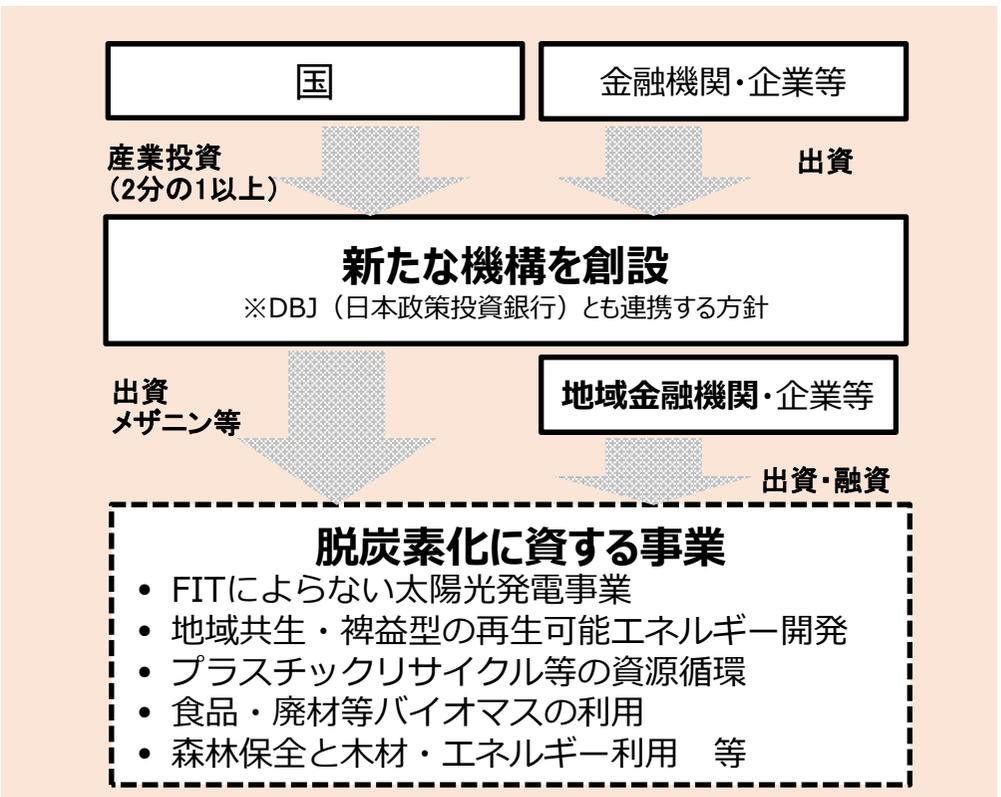
地方自治体の取組への支援

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



民間資金の活用の促進

「脱炭素化事業支援機構（仮称）」の設立検討



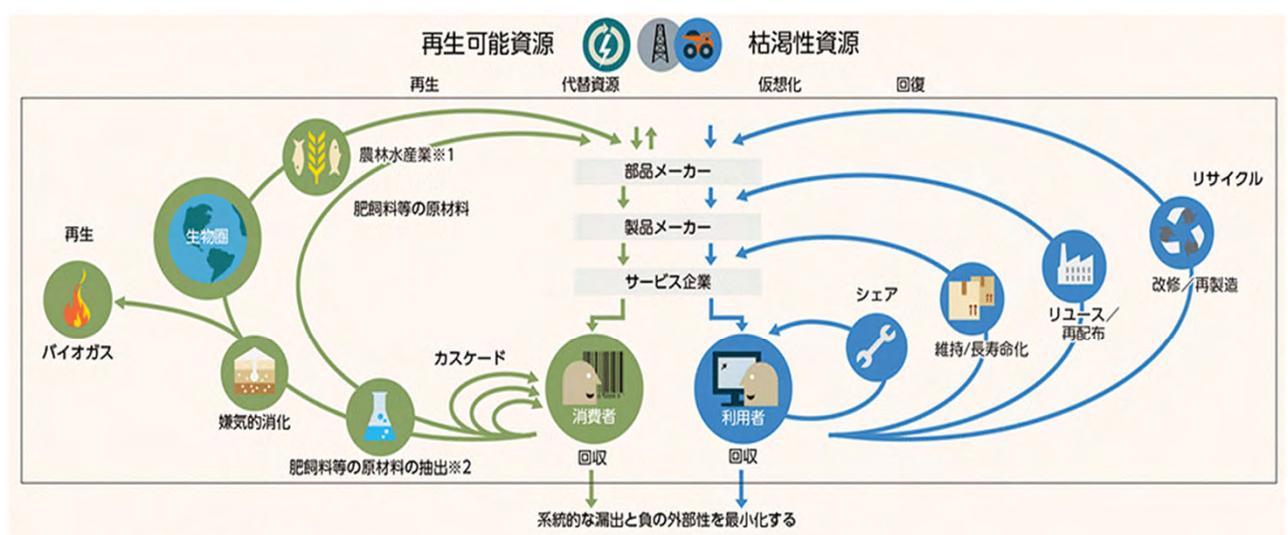
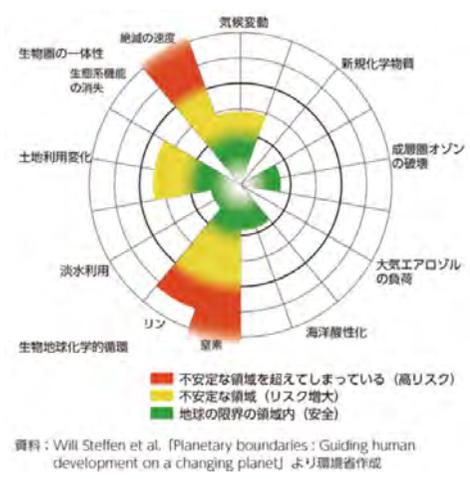
3.1 循環経済への移行に向けて

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- 廃棄物の増加のみならず、資源・エネルギー制約、食料需要、気候変動、生物多様性損失の深刻化など、人間の経済活動による地球の限界への懸念が世界的課題となっている。
- 近年、欧州を中心に、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、資源が循環し、エネルギー消費を抑制する循環経済への移行に向けた取組が進みつつある。
- 我が国でも、成長戦略のKPIとして、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上とする旨を位置づけ、循環経済への移行を推進することとしている。

鍵となる取組（例）

リユース、シェアリング、リペア、リファバービッシュ、リマニュファクチャリング、リサイクルなど



注： ※1 狩猟と漁撈（ろう）
 ※2 収穫後と消費済の廃棄物の両方を投入として利用可能
 資料：Ellen MacArthur Foundation, SUN, and McKinsey Center for Business and Environment [Drawing from Braungart & McDonough, Cradle to Cradle (C2C)] より環境省作成



循環経済パートナーシップ

環境省・経産省・経団連の官民連携による「**循環経済パートナーシップ**」を通じて、循環経済への更なる理解醸成、取組の促進、国際社会におけるプレゼンス向上を目指す。

概要

Japan Partnership for Circular Economy

(**J4CE** : ジェイフォース)

創設団体 : 環境省、経済産業省、
日本経済団体連合会

構成員 : 135企業・団体 (12月1日時点)

事務局 : IGES (地球環境戦略研究機関)

発足 : 令和3年3月2日

<https://j4ce.env.go.jp/>



具体的 取組

- ◆ 日本の先進的な循環経済に関する取組事例の収集と国内外への発信・共有
 - WEBサイトで**131事例**を公表
 - うち**28事例**についての注目事例集の作成
- ◆ 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成
- ◆ 循環経済促進に向けた対話の場の設定



「循環経済パートナーシップ」の具体的活動予定

事務局

IGES（（公財）地球環境戦略研究機関）

連絡先：J4CE_Secretariat@iges.or.jp

具体的活動（予定）

官民連携のもとで、循環経済に関する施策・取組を共有し、国内外の発信を行うほか、取組促進に向けた対話を設定。

①日本の先進的取組事例 収集と国内外への発信

- パートナーシップWEBサイトの構築と事例等の情報発信
- 取組事例集の作成
- 一般向け広報イベント等での発信

②循環経済に関する動向の 共有や関係者のネットワーク 形成

- 国内外の最新動向の発信
- 年1回の定期会合

③循環経済促進のための対話 の設定

- 参加者の関心等必要に応じて検討課題を特定するための対話の場

現在、企業・団体の参加、及び取組事例の登録を募集中。

詳細は以下ホームページをご参照の上、事務局までお問い合わせください。

http://www.env.go.jp/recycle/post_81.html

3.2 プラスチックの資源循環

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

主な措置内容

1.基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

主な措置内容

2. 個別の措置事項

設計
・
製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



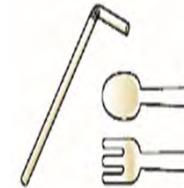
＜付け替えボトル＞

※↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

販売
・
提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出
・
回収
・
リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。
- 
 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

①設計・製造段階

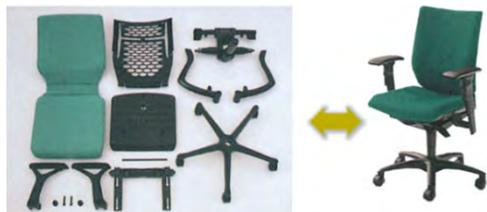
環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。
- **同種の製品と比較して特に優れた製品**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

<環境配慮製品の例>



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性



代替素材：100%リサイクル素材

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

- **ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 多量提供事業者の要件は年間提供量が5 t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）。

小売店や飲食店等		
● フォーク	● スプーン	● ナイフ
● マドラー	● ストロー	
宿泊施設		
● ヘアブラシ	● くし	● かみそり
● シャワーキャップ	● 歯ブラシ	
クリーニング店		
● ハンガー	● 衣類用カバー	

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。

③排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

		これまで		これから
家庭	容器包装	リサイクル	➡	リサイクル
	プラスチック製品	燃えるごみ等	➡	リサイクル
産業廃棄物		適正処理	➡	3R

<市町村によるプラスチック資源の分別収集のイメージ>

同じ素材なのに
リサイクルできる/できないが異なり
わかりにくい



容器包装
(リサイクル)



プラスチック製品
(燃えるごみ等)

わかりやすい分別

プラスチック資源の回収



プラスチック資源
(リサイクル)

円滑・適確に**事業者・自治体・消費者による取組**が実施されるよう**支援措置**をR4年度予算要求に反映。国としても着実な制度運営に取り組む。

2030年までにサーキュラーエコノミー関連ビジネス市場規模 **80兆円以上**を目指す。

3.3 脱炭素社会への移行に向けて

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化に向けた最近の動き

政府の
マイルストーン

- 2050年カーボンニュートラルの宣言
菅内閣総理大臣が所信表明演説にて2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明
- 2030年度温室効果ガス46%削減の表明
地球温暖化対策推進本部において、菅総理が2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指す、50%の高みへの挑戦を続けることを表明

政府全体の
取組

- 地域脱炭素ロードマップの策定
国・地方脱炭素実現会議において取りまとめられ、重点対策の一つとして「資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」が盛り込まれた
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
14の重要分野（「資源循環関連産業」を含む）ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定
- 骨太方針2021の閣議決定
日本の未来を拓く4つの原動力として、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策があげられた。

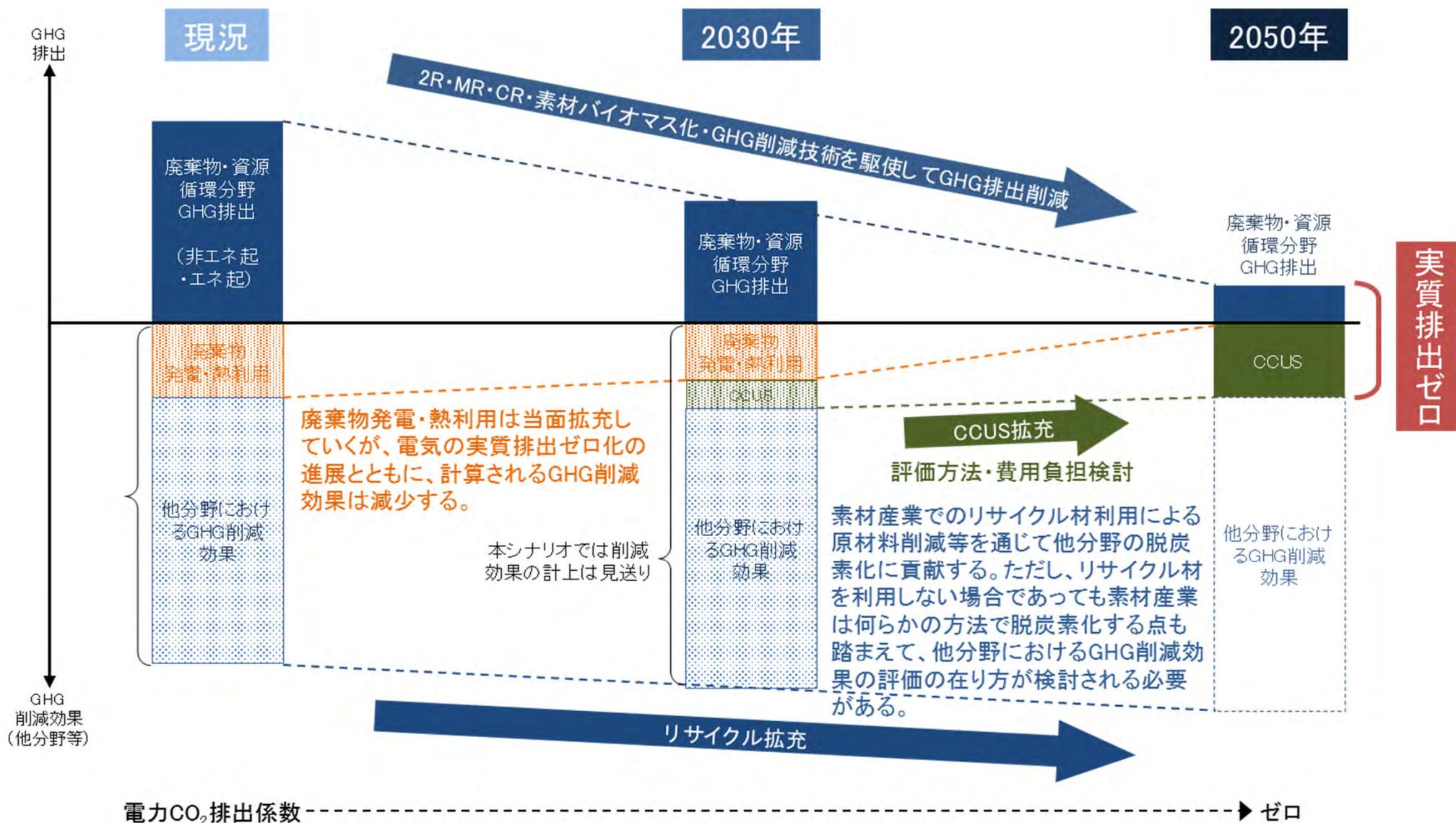
局内での
取組

- 廃棄物・資源循環分野の2050年GHG排出実質ゼロ達成に向け、**対象とするGHG排出の範囲やGHG削減対策の実施にあたっての基本的な考え方を整理**し、今後、政府・地方自治体・民間企業・NGO/NPO・国民等の各主体が取り組むべき方向性を明確化

- ⇒ 「**廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ（案）**」の策定
⇒ 各分野との意見交換へ

2050CNに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方

・ 3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、**焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロ**にすることを旨とする。



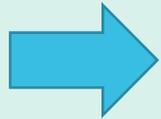
自動車リサイクル分野におけるCN実現に向けた調査検討

➤「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（令和3年7月）における「使用済自動車全体の資源循環における温室効果ガス排出量を削減するため、解体・破砕段階で回収される部品・素材等を含め現在の排出実態を早急に把握し、排出削減対策等の必要な施策を講じるべきである。」との提言を受け、7月より環境省請負業務により調査を開始。

【調査内容】

①自動車リサイクル過程における温室効果ガス排出量の把握

解体・破砕段階で回収される部品・素材等を含む自動車リサイクル全体（フロン類回収、解体、破砕、ASR再資源化、蓄電池等の部品・素材のリユース・リサイクル等）の温室効果ガス排出量を把握・算定。



現在、文献調査、及び関係事業者へのヒアリングを通じて活動量を調査中

②2050年CN実現に向けた自動車リサイクルにおける施策の検討

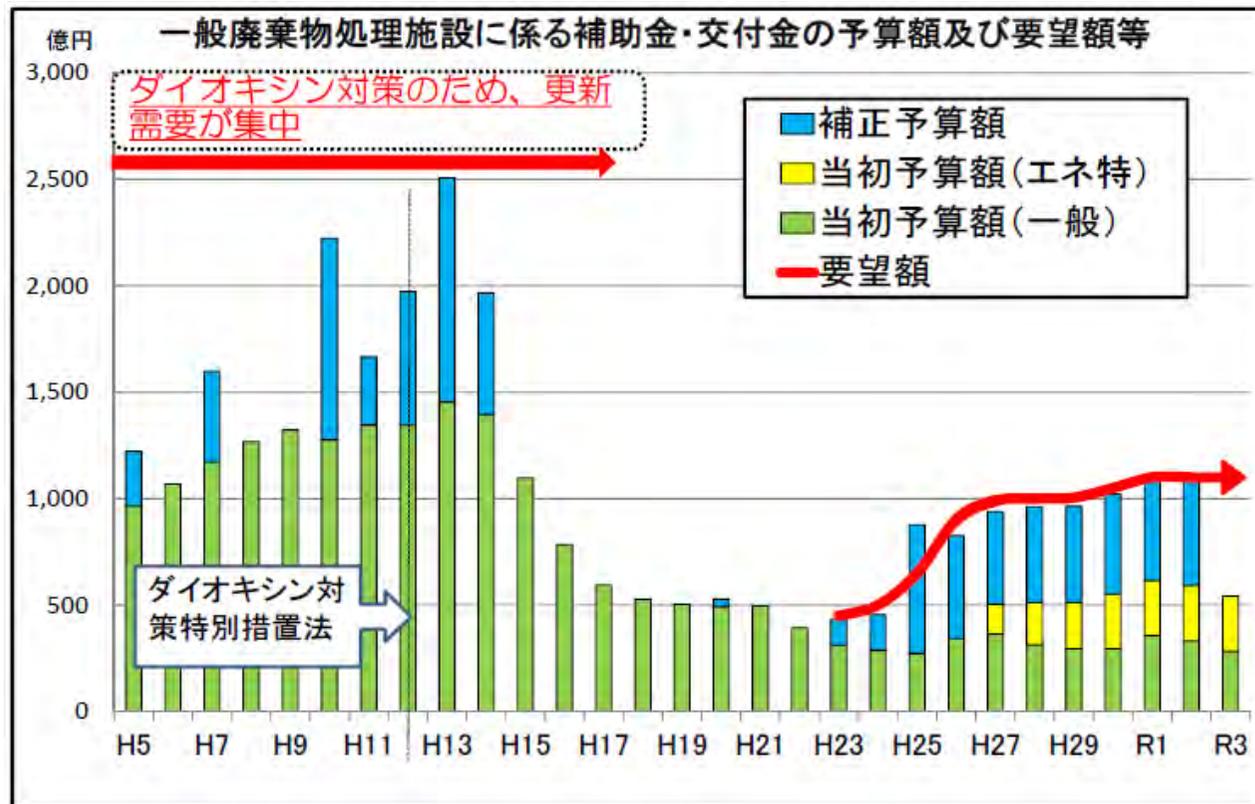
①で把握した排出量や電動化や車の使い方の変革等による自動車リサイクルへの影響要素を整理した上で、自動車リサイクル全体において想定される温室効果ガス排出削減対策や削減効果等を整理。

循環基本計画の改正、今後の自動車リサイクル制度の取組に結果を反映

3.4 廃棄物施設整備

一般廃棄物処理施設整備への支援

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備は、従来の「循環型社会形成の推進」という観点による支援に加え、「災害時の廃棄物処理システムの強靱化」及び「地球温暖化対策の強化」という2つの柱も打ち出し、支援の充実を図っている。
- 平成2年度以降、「ダイオキシン問題」対応のため、多くの市町村が一般廃棄物処理施設を更新。施設の耐用年数が20年程度であるため、現在、一般廃棄物処理施設の更新需要が増大。
- 適切に更新がなされない場合、地域でのごみ処理能力の不足や事故リスクが増大するなど、市町村にとって致命的な問題となるため、着実な支援を実施する必要があるが、更新需要の増大により自治体の要望額も大幅に増大。
- 令和3年度は、令和2年度補正予算（489億円）及び令和3年度当初予算（541億円）により1,031億円を確保。



廃棄物焼却施設・老朽化の現状

全国 1,067 施設のうち
 築20年超：445施設
 築30年超：182施設
 築40年超：50施設

(令和2年3月末時点)。

(施設耐用年数：15～20年程度)



老朽化して休止した処理施設

3.5 災害廃棄物対策の推進

災害廃棄物対策の推進について

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
 - ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築
- ※災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

地方公共団体 レベルの取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定 ➢ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➢ 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結 ➢ 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加 	<p>など</p>
地域ブロック レベルの取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化 ➢ 大規模災害に備えた行動計画の策定 ➢ 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有 ➢ セミナーや人材交流等の人材育成 ➢ 合同防災訓練の実施 	<p>など</p>
全国レベルの 取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証 ➢ 国内の災害廃棄物取組状況の調査 ➢ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➢ 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進 ➢ 災害廃棄物処理に関する技術開発 ➢ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備 	<p>など</p>

災害廃棄物処理計画の策定状況（令和3年3月末時点）

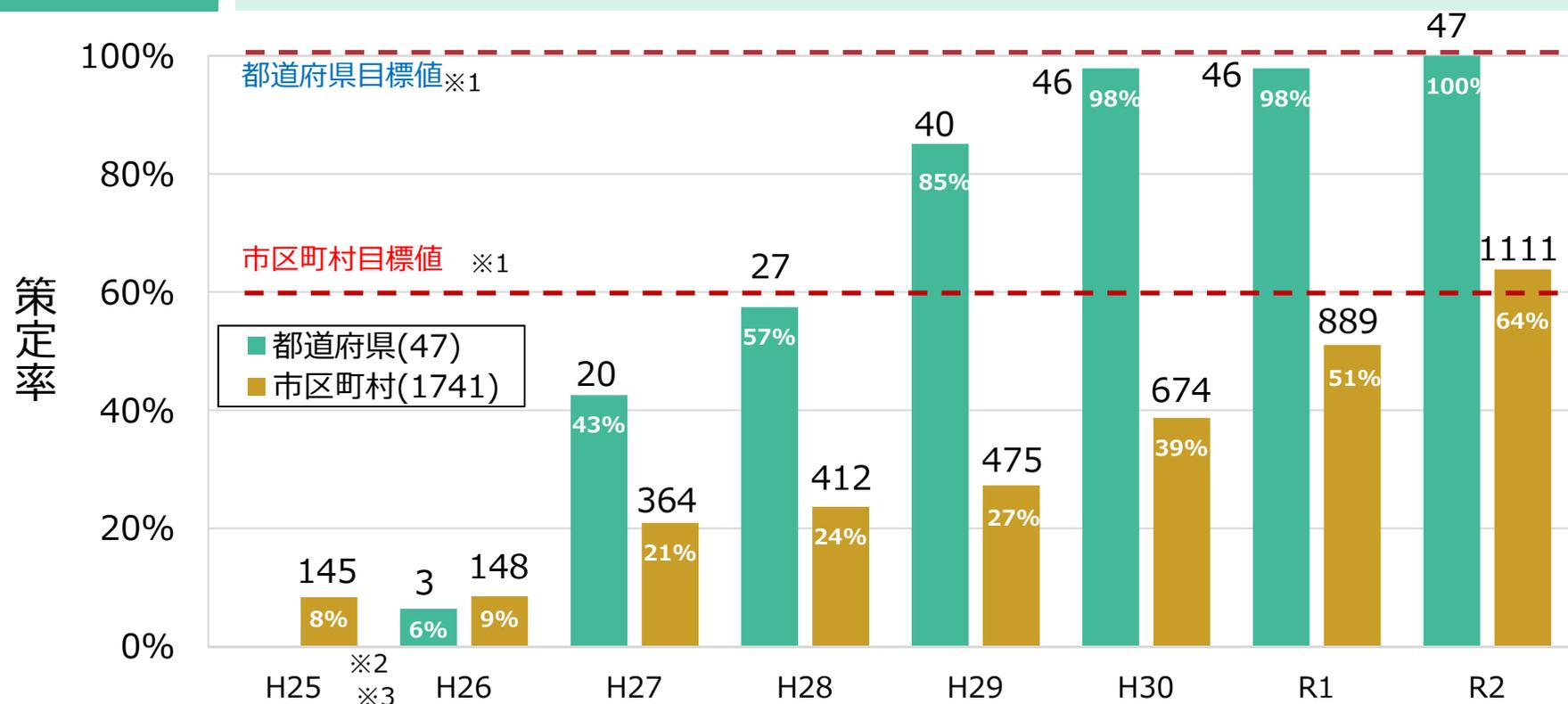
災害廃棄物処理計画について

市区町村

自ら被災することを想定し、平時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための災害応急対策・復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたもの

都道府県

被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え、災害応急対策・復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたもの



※1.第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市町村：60%）

※2.平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施。

※3.データの取得時点は各年度末

今後の
施策課題

- 未策定自治体における計画策定促進
- 策定済み自治体における必要に応じた計画改訂促進

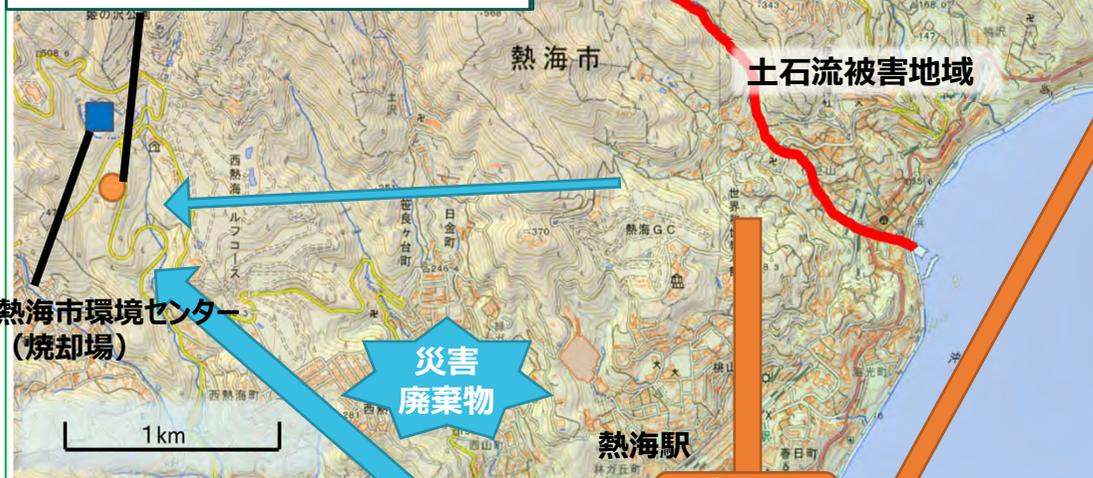
熱海市における災害廃棄物・がれき等の処理、運搬



笹尻仮置場



旧大黒崎清掃工場跡地



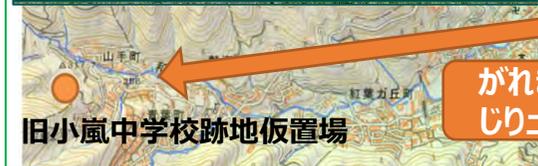
- 発生日：7月3日（土）
- 発生場所：熱海市伊豆山地区
- 人的被害：死者26名
行方不明1名

○建物被害：

	全壊	半壊	一部破損
熱海市	53	11	34



熱海港芝生広場



1. 熱海市による仮置場の設置状況等

	がれき混じり土砂	災害廃棄物
熱海港芝生広場	○	
笹尻仮置場		○
旧大黒崎清掃工場仮置場	○	
旧小嵐中学校仮置場	○	

熱海市における災害廃棄物・がれき等の処理、運搬

3. 環境省の支援状況

- 7月4日（日）～10月12日（火）まで本省および地方環境事務所職員**のべ54人**が現地入り。現地の状況確認および仮置場の適切な運用に向け助言を行った。
- **災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）**を活用し、災害経験のある**館山市の職員2名**を熱海市に派遣。（令和3年8月31日）
- 宅地に堆積したがれき混じり土砂の処理について、環境省と国土交通省で連携して支援中。（**廃棄物・土砂一括撤去スキーム**）

2. 支援体制

- がれき混じり土砂の処理に向け、静岡県、熱海市、国土交通省、環境省による関係者会議を開催し、連携して対応。



写真：環境省撮影

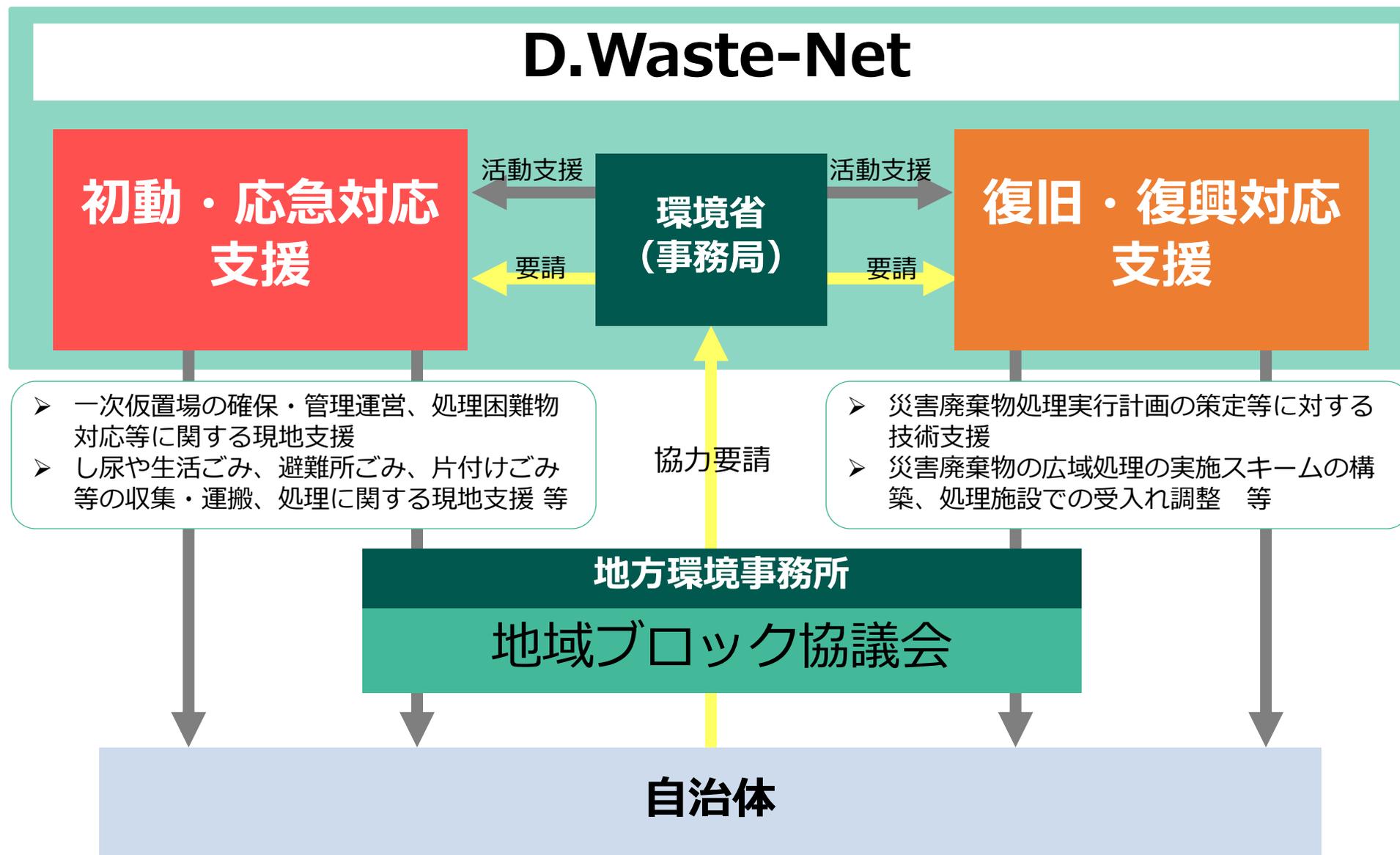
県・市・国土交通省・環境省による小嵐中学校跡地土砂仮置場視察（7月7日）



写真：環境省撮影

県・市・国土交通省・環境省による対策会議（7月29日）

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の災害時の支援の仕組み



「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について

制度の概要

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣。
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・ 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・ 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練



静岡県熱海市の支援を行う
千葉県館山市職員
(令和3年7月大雨)
※環境省撮影

令和3年度の実績と予定

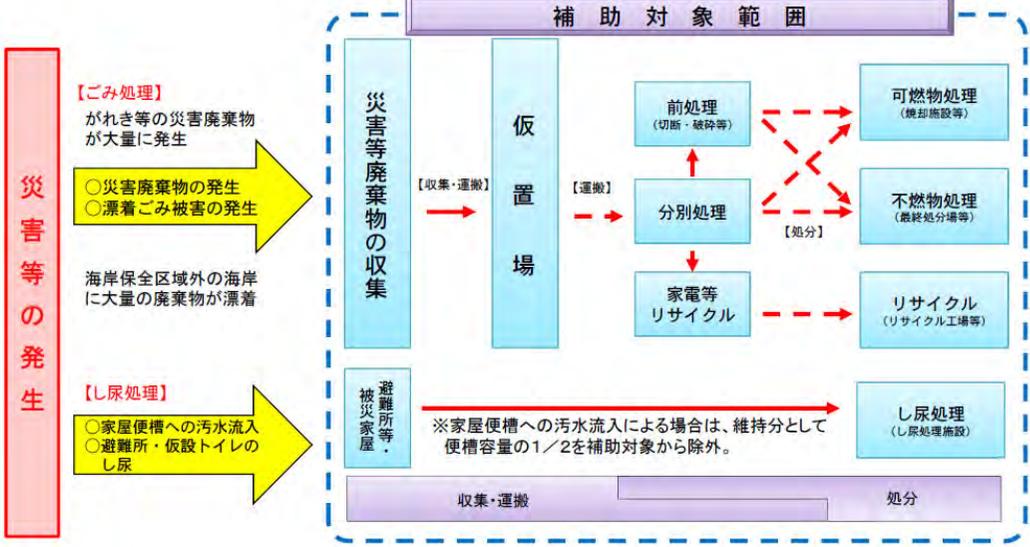
- 6月2日：人材バンクの推薦依頼（事務連絡）
- 7月31日：静岡県熱海市に支援員2名を派遣
- 9月～10月：広島県北広島町に支援員1名を派遣
- 1月頃：オンライン開催による研修（図上演習）
- 1月頃：YouTube動画による研修
(収集運搬、仮置場、家屋解体、災害報告書)
- 3月頃：災害廃棄物処理支援員マニュアルの作成

※令和3年9月末日時点：**登録者260名**



広島県北広島町の支援を行う
広島県坂町（令和3年8月大雨）
※広島県より写真提供

災害廃棄物処理事業の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ▶ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ▶ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） 	 <p>補助対象範囲</p> <p>災害等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 【ごみ処理】 <ul style="list-style-type: none"> ○がれき等の災害廃棄物が大量に発生 ○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 【し尿処理】 <ul style="list-style-type: none"> ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿 <p>被災家屋、避難所等</p> <p>※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p> <p>収集・運搬 → 仮置場 → 分別処理 → 前処理(切断・破砕等) → 可燃物処理(焼却施設等) / 不燃物処理(最終処分場等) / 家電等リサイクル → リサイクル(リサイクル工場等) / し尿処理(し尿処理施設)</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>〔政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上〕</p> <p>〔降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超目づ1m以上 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの その他：異常な天然現象によるもの 等〕</p>	
補助率	1 / 2	
地方財措置	<p><通常災害時></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置 <p><激甚災害時></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	

盛土による災害防止に向けた取組

熱海市土石流災害について

- 令和3年7月3日に熱海市伊豆山の逢瀬川において土石流が発生し、下流で甚大な被害が発生
 - 令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ（令和3年7月30日 令和3年7月1日からの大雨被災者生活・生業再建支援チーム）抜粋
- 危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者・会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。

1 盛土による災害防止のための関係府省連絡会議（8/10開催、12/27開催）※幹事会3回開催

- 関係府省が構成員となり、盛土の総点検と災害防止のための対応方策を協議し、令和3年12月27日に盛土による災害防止のための関係府省連絡会議申合せを議決

議長：内閣官房副長官補（内政担当）

構成員：内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等の局長級職員

2 盛土による災害の防止に関する検討会（有識者会議）（9/30、10/29、12/10、12/20開催）

- 盛土による災害の防止に向け、有識者が対応方策等について検討し、提言を取りまとめ、令和3年12月24日に公表

座長：中井 検裕（東京工業大学環境・社会理工学院教授） 委員：16名（大学教授、関係機関職員、自治体首長）

3 盛土の総点検

- 8月11日に国土交通省、農林水産省、環境省が共同で都道府県知事宛に盛土の総点検を依頼。11月末時点の暫定とりまとめでは、廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土は137箇所。

盛土による災害防止に向けた取組②

今後の環境省の対応

- 盛土の総点検で確認された危険が想定される盛土のうち、廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県等が調査及び支障除去等を行う場合には、その費用の一部を補助（国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携）
- 有識者会議の提言の内容を踏まえ、関係省庁と連携の上、盛土による災害防止のための対策を進める。

盛土による災害の防止に関する検討会提言（令和3年12月24日）（抜粋）

3. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

（5）廃棄物混じり盛土の発生防止等

- 建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、適切な処理を行う必要がある。
- 廃棄物の処理については既に厳格に規制されているところではあるが、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要である。
- これらの取組を行ってもなお、廃棄物が混じった盛土が発生した場合に、早期発見及び迅速な行政処分等を可能とするための対処体制が不可欠である。

廃棄物混じり盛土の発生防止等のための方策（検討会提言より）

① マニフェスト管理等の強化

- 排出事業者（元請業者）への立入調査時における、マニフェスト交付の確認
- 建設工事における電子マニフェスト利用の促進

② 関連事業者の法令遵守体制の強化

<建設現場パトロールの強化>

- 自治体の建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携し実施している建設現場パトロールの強化

<廃棄物処理法違反等に対するペナルティ強化>

- 廃棄物処理法違反に対する建設業法に基づく建設業者へのペナルティの強化

<地方自治体との優良事例・来策の共有>

- 廃棄物担当部局と警察との連携等に関する優良事例（例：警察ヘリによるパトロール、併任警察官や警察官OBの活用）を収集し、新たな法制度所管部局に共有
- 環境省主催の地方公共団体向けセミナー、廃棄物混じり土対策のポイントを説明・共有

③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

- 地方公共団体に対し、関係部局間の関係通報情報の共有や行政処分等の迅速化と積極的な告発等について周知徹底
- 産業廃棄物の不法投棄等事案に対する技術的助言事業、及び国民からの通報を受け付ける不法投棄ホットライン（産廃110番）で入手した関係情報を新たな法制度所管部局へ提供
- 廃棄物混じり盛土の撤去等を行う都道府県等に対し、廃棄物の処分費等の財政支援（盛土の危険箇所対策等を行う関係省庁と連携して実施）

3.6 PCB処理について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業について

PCBは人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、トランスやコンデンサ用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。分解されにくいいため、環境中に残留していることが知られている。

歴史と課題

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。（国内使用量 累計約5.4万トン）
 - 約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（39戦39敗）
 - 処理の停滞・保管の長期化
 - この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失（平成10年 厚生省調査）
 - 漏洩等による環境リスクの増加

対策

- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。

安定器・汚染物等

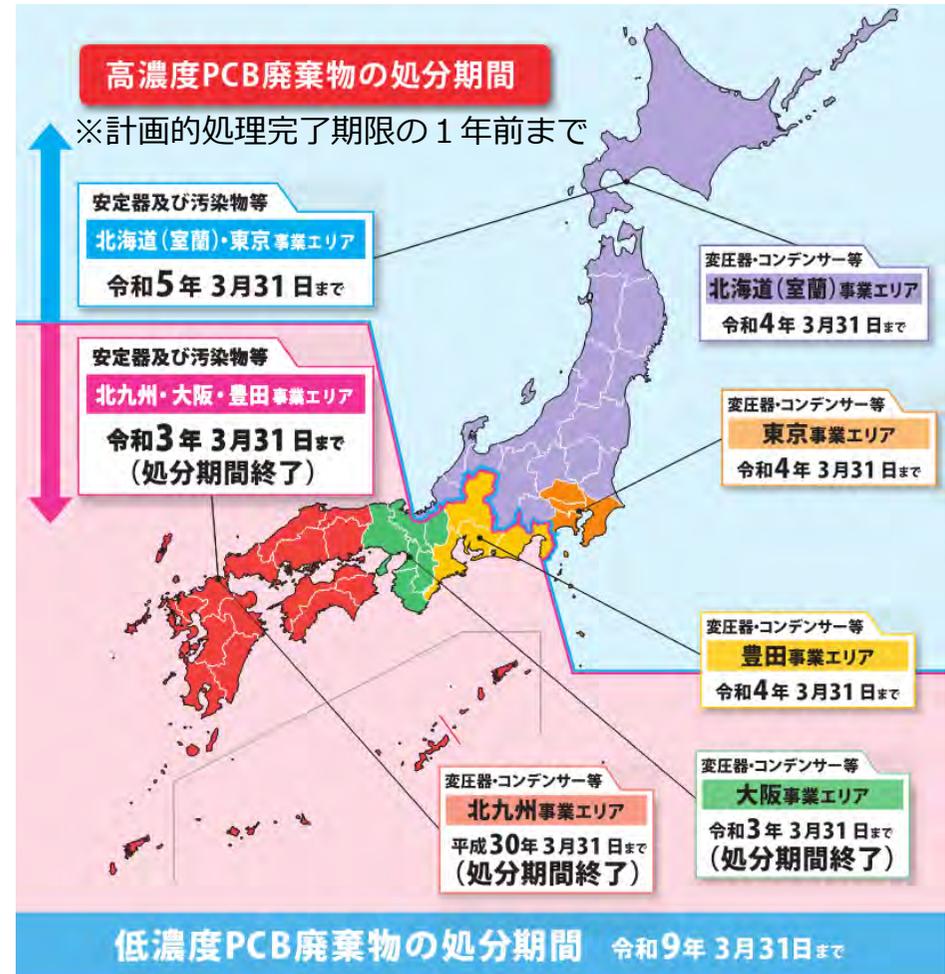
- 高温のプラズマ照射によりPCB廃棄物を保管容器（ドラム缶等）ごと溶融分解（プラズマ処理）
- 平成21年 北九州、25年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

変圧器・コンデンサー等

- 世界でも類を見ない大規模な化学処理方式
- 平成16年 北九州、17年 豊田、東京、18年 大阪、20年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

現在

- 平成26年 各施設の処理期限（当初は平成28年7月）を延長。事業地域を越えた広域連携。
- 平成28年 PCB特措法改正。処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。

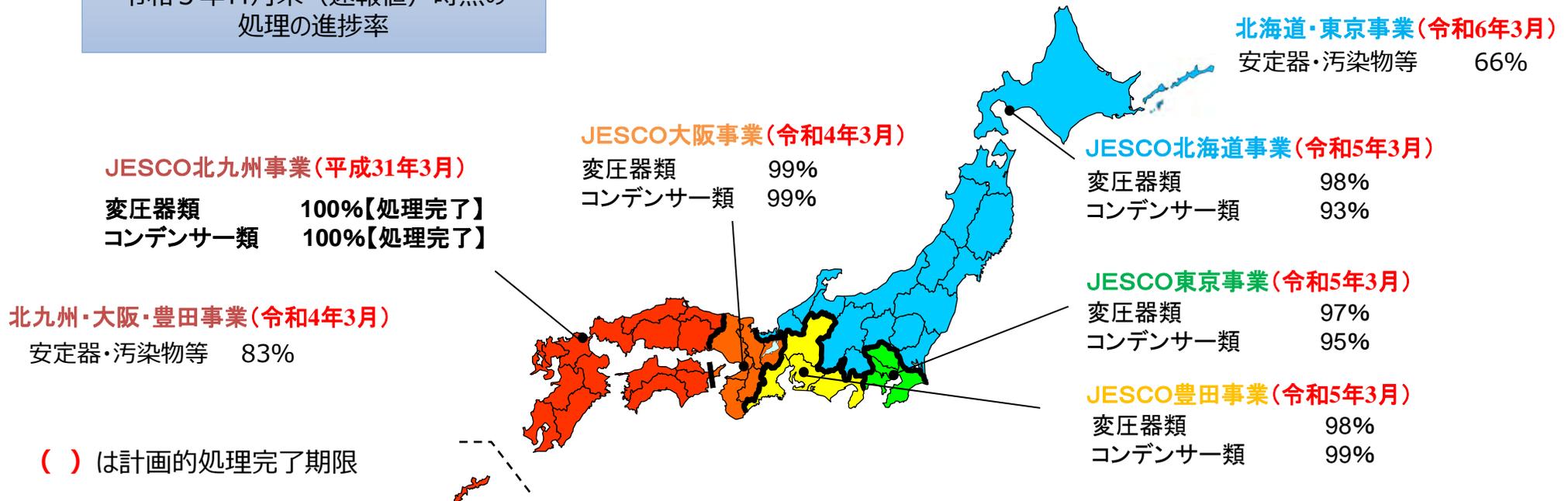


高濃度PCB廃棄物処理事業の進捗状況

- JESCOには、令和3年11月末(速報値)時点で、変圧器 約1.61万台、コンデンサー 約37.5万台の計約39.1万台が、処理対象として登録等されており、このうち変圧器 約1.59万台、コンデンサー 約36.6万台の計約38.2万台を処理した。
登録台数に対する処理の進捗率(全国平均)は、変圧器約99%、コンデンサー約98%である。
- 安定器・汚染物等については、約2.2万トンが登録されており、このうち約1.6万トンを処理した。
処理の進捗率(全国平均)は約74%である。



令和3年11月末(速報値)時点の
処理の進捗率



3.7 デジタル化への対応

電子 manifests の普及拡大

- 平成29年廃棄物処理法改正により、**年間50トン以上の特管産廃**（PCB 廃棄物を除く。）を排出する事業場で特管産廃の処理を委託する場合に、**電子 manifests の使用を義務化**（令和2年4月施行。ただし、近距離に電マニ対応業者がない場合や、常勤職員が全員65歳以上の場合等は除外。）

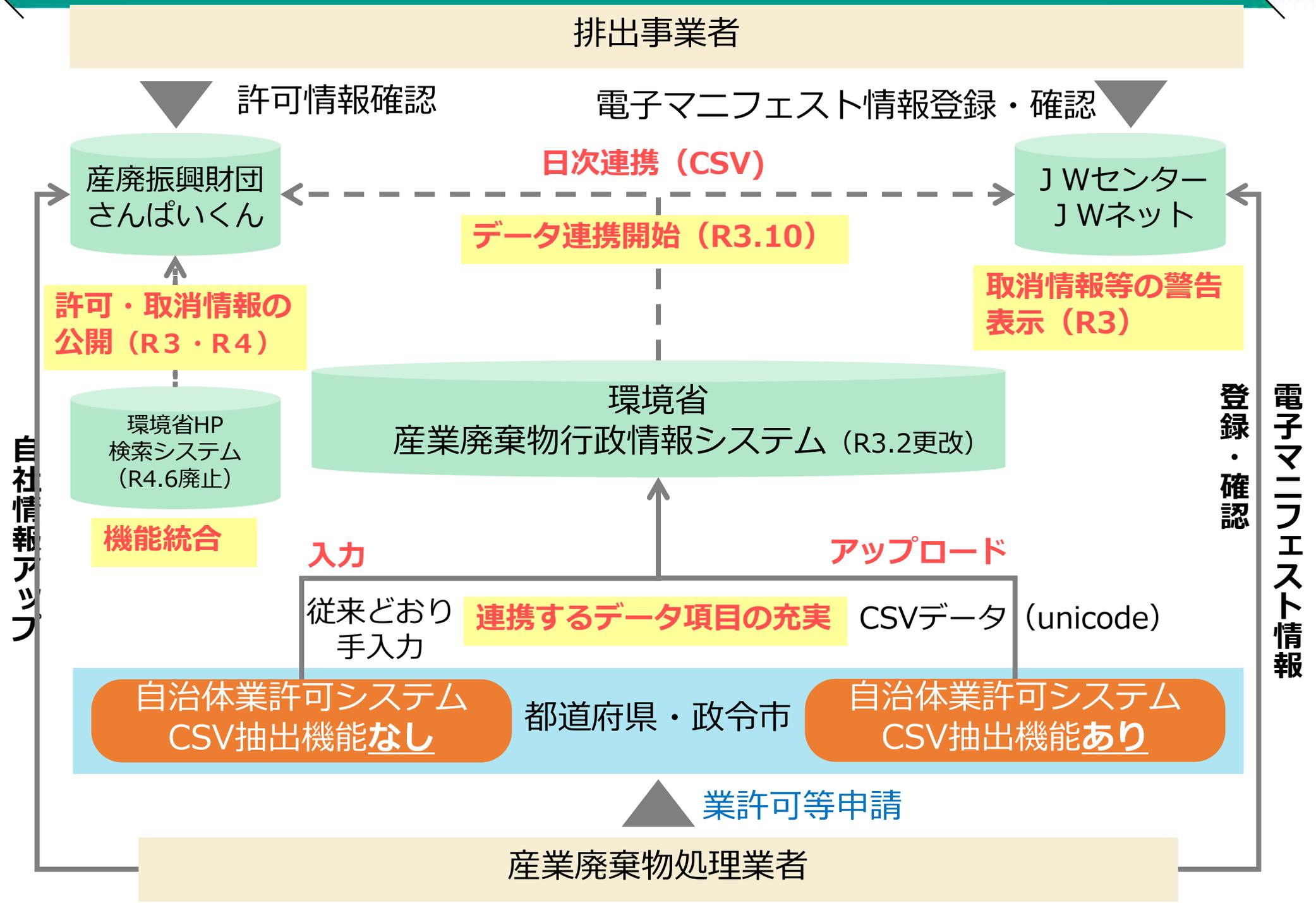
目標

- 第四次循環型社会形成推進基本計画において、電子 manifests の普及率を2022年度（令和4年度）において70%に拡大することを目標（令和3年10月末時点の普及率：68.9%）

取組

- 規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）に基づき、manifests のオンライン利用率の引き上げの基本計画を策定
- 都道府県・政令市に対して事務連絡を发出し、以下の取組を依頼。
 - **未加入の処理業者・排出事業者**に対する加入の働きかけ
 - **公共工事**における利用の促進
 - **排出事業者としての地方自治体**による利用の促進

産廃分野の電子情報の流れとシステム間連携



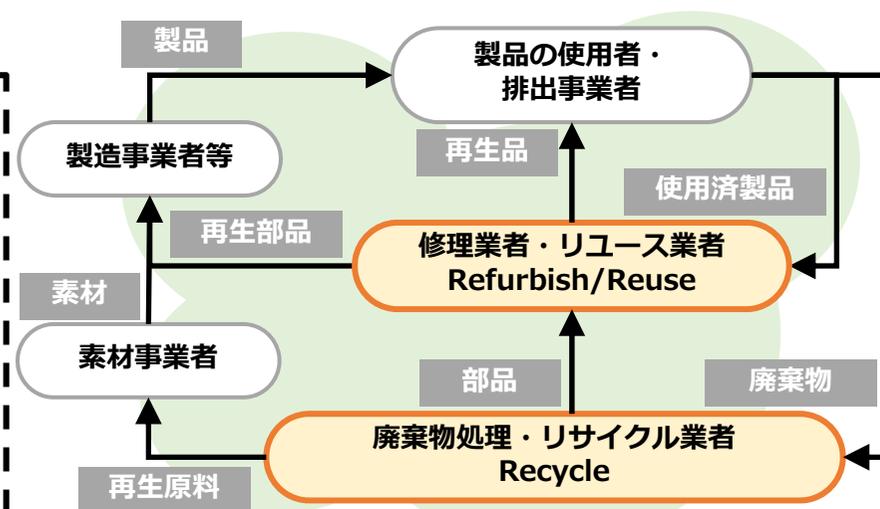
「資源循環×デジタル」プロジェクト（令和2年7月28日公表）検討の趣旨・内容

検討趣旨

- 使用済製品の性能、有用金属の含有量等の資源循環に有用な情報をつなぐことで、リユース品としての価値や、資源価値をさらに有効活用できる可能性。
- 一方で、AI、IoT、ブロックチェーンなどのデジタル技術が急速に進展。
- このため、情報活用によるトレーサビリティ付与やコミュニケーション促進機能に着目した、資源循環に関する情報プラットフォームの可能性について検討を実施。

検討内容

- 上記の問題意識の下、資源循環及びITプラットフォームの関係事業者へのヒアリングを行い、今後の方向性等について検討を実施
- ▶ メーカー、素材事業者、リユース・リサイクル事業者 → 資源循環の高度化や新規ビジネスの創出に必要な要素、分野、ニーズ等を聴取
- ▶ ITプラットフォームの運営者 → プラットフォーム自体の運営に必要な要素、参加者に対する付加価値等を聴取



プラットフォームの機能：

- トレーサビリティ確保
 - 製品素材情報・使用履歴共有等
- コミュニケーションの促進
 - 排出者・再製品化事業者・用途転用先・リサイクル業者等

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業



【令和4年度予算 300百万円（200百万円）】

脱炭素・循環経済の同時達成に資する情報プラットフォームや廃棄物処理・エネルギー回収等の革新的な資源循環システム創生に向けたモデル実証を実施します。

1. 事業目的

デジタル技術等を活用し、脱炭素と循環経済（CE: Circular Economy）を同時に達成する資源循環システムの創生に向け、①民間事業者が実施する革新的な資源循環プラットフォーム等のモデル事業、②各地域において廃棄物エネルギーを最大限活用した自立・分散型の経済・社会を形成するため、ICT技術を活用した廃棄物処理過程の効率化の要素技術の実証、及び③LCA分析を基にした設備機器等の機動的なメンテナンス手法確立のための実証を行います。

2. 事業内容

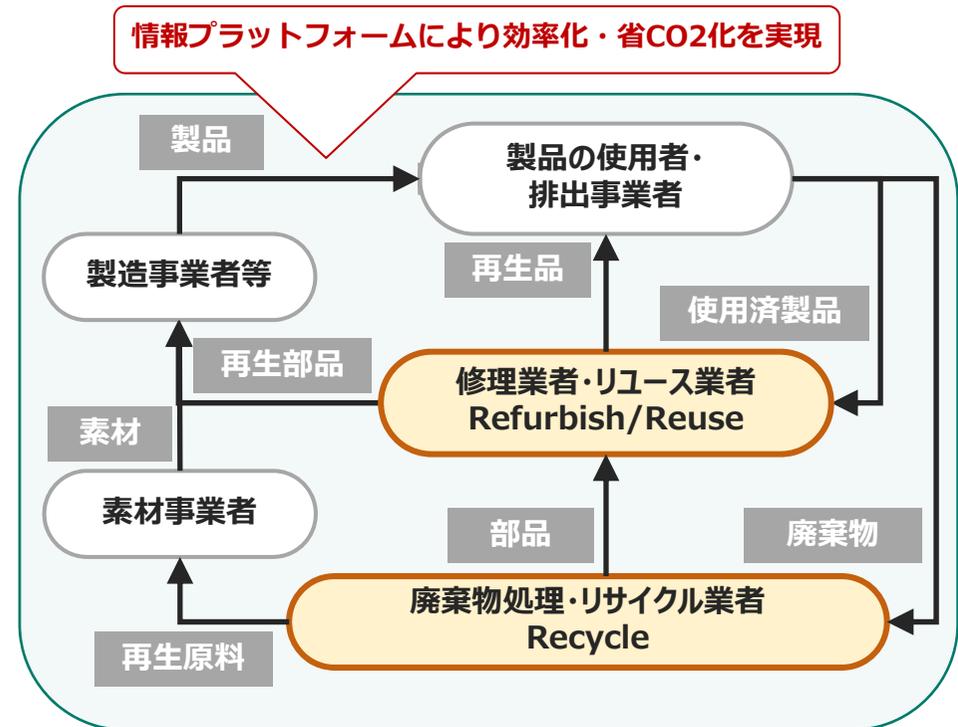
- ① 使用済製品・素材の安易な処分を防ぎ、資源循環の効率化やそれに伴う省CO2化を進めるためには、関係者間で使用済製品・素材に関する必要な情報を共有することが必要である。そのため、資源循環に関する情報連携のためのプラットフォーム等のデジタル技術を活用した民間事業者によるリユース・リサイクルに係る脱炭素型資源循環システムのモデル実証を行う。
- ② 収集運搬と中間処理の効率化を実現し、更なるCO2排出削減を図るため、ICTを活用したごみ収集車が自動運転により作業員を追尾する実証等を行う。
- ③ 設備機器等のメンテナンスにおいて、修理・補修か更新すべきか等の判断をICTを活用して機動的に行えるよう、省エネ効果やリサイクル効果を含めたLCA分析を基にした判断手法確立のための実証等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
 - 委託先 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ

①資源循環に関する情報プラットフォーム（イメージ）



お問合せ先：

環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 電話：03-5521-8336 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

「令和3年度資源循環に関する情報プラットフォーム実証事業」の概要

- 令和3年度については以下の2事業を実証を行っている

テーマ	申請者	事業の概要
使用済太陽光パネル情報連携	丸紅株式会社	<p>使用済太陽光パネルの効率的な回収、適切なリユース・リサイクルを目的とし、ブロックチェーン技術を活用して使用済パネルの情報管理を行うプラットフォーム（情報PF）を構築し、トレーサビリティや情報の非改竄性の検証のための実証を行うもの。</p> <p>具体的には、構築する情報PFにて太陽光パネル排出時からリユースに至るまでの取扱履歴、検査情報、リユース可否判断並びにリユース品の購入時に必要と考えられる情報を具備し、情報PFを構築することで法規制に則した使用済パネルの管理、デジタルプラットフォーム化、データの一元化/可視化を図る。</p>
工場排出物の管理合理化	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	<p>工場からの排出物に関し、従来、工場ごとに独自の分類ルールで排出されることが多く、工場間での情報共有も限定的であったため、他工場の事例等を参考に合理化を図ることは困難であった。本事業では、工場間で共通的に扱える排出物分類ルール「共通カテゴリ」の策定と排出物管理データを一元化することで情報共有を促進するシステムの構築、さらに、電気電子機器・機械類メーカーを対象とした実証を行うことで、より質が高く効率的な資源循環の実現を図る。</p>

3.8 浄化槽の普及促進

①浄化槽における最近の動向

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

老朽化した単独処理浄化槽



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告
(2019年度で約6,500件)
- 公衆衛生の向上とともに、災害対応力を強化するため、災害に強く早期に復旧可能な合併処理への転換を促進

合併処理浄化槽への転換



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

浄化槽の災害対策・長寿命化対策

- 頻発・甚大化している災害(水害含む)対策を取りまとめ、自治体が災害対応を検討するためのマニュアルを公表。
- 災害により被災した浄化槽の更新又は改築事業に対する助成を実施。
- 全国で供用年数が長期化した浄化槽が増加している状況を踏まえ、長寿命化を検討するためのマニュアルを公表。
- 令和3年度より、長寿命化計画の策定費用や長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築費用に対して助成を実施。



令和元年東日本台風における水害事例による浄化槽被害



浄化槽の劣化(鋼管製バルブの腐食)

浄化槽台帳システムの整備・活用の促進

- 令和2年度に環境省版浄化槽システムの作成を行い、令和3年4月に、自治体への環境省版浄化槽台帳システムの配布を開始。また、自治体が行う台帳システムの改修や維持管理情報の電子化等の費用に対して助成を実施。
- 浄化槽台帳システムの整備により、法定検査受検率の向上、無届浄化槽や廃止済み浄化槽の把握等による維持管理の高度化、災害対策への活用を促進。

都道府県等

- ・設置届
- ・廃止届

検査機関

- ・7条検査
- ・11条検査

保守点検業者

- ・保守点検結果
- ・水質結果

清掃業者

- ・清掃結果

データの収集・共有

- 維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理や指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を推進

②浄化槽法の一部を改正する法律（概要）

【議員立法】

公布日：令和元年6月19日

施行日：令和2年4月1日

法改正の 背景

・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の50%、400万基残存*。

環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5

・水質に関する定期検査の受検率は43.1%*にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

*平成30年度末当時

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

・排水設備の検査 ・ 使用に係る料金 など

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

③浄化槽に係る国庫助成の概要

循環型社会形成推進交付金事業等



- 浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(単独転換)を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- 国庫助成率は1/3(ただし、環境配慮・防災まちづくりに資する浄化槽整備及び沖縄・離島地域は助成率1/2)

浄化槽設置整備事業 (S62～)

- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- 個人が維持管理を行う。

<助成率1/3のケース>



※市町村負担の最大80%まで地方交付税措置

公共浄化槽等整備推進事業 (H6～)

- 市町村が個人の住宅等に浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- 市町村が維持管理を行う。
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が図られる(18市町で実績)。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。

<助成率1/3のケース>



※市町村負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を地方交付税措置

浄化槽システムの脱炭素化推進事業

令和4年度予算(案)の概要

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入

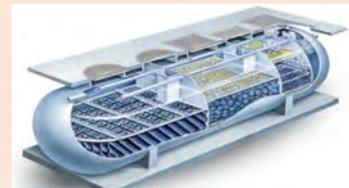
【補助率】 1/2



※補助と併用して、事業者負担分に対し、法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強して省エネを推進するための同種の新たな設備(一定の要件を満たすもの)の取得資金について、日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金(省エネルギー関連)の融資が可能

<事業イメージ>

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備



4. 東日本大震災からの復興・再生

原発事故からの環境再生に向けた取組概要

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生。
- 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、**除染や汚染廃棄物の処理等の環境再生の取組を実施。**
(※)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)
- 福島県内で発生した大量の除去土壌等を貯蔵するため、**中間貯蔵施設の整備を進めるとともに、**県外最終処分の実現に向けて、**除去土壌の再生利用等**に係る取組を推進。
- 帰還困難区域を除き、全ての市町村で面的除染が完了。同区域内においては、福島復興再生特別措置法に基づき、**特定復興再生拠点の除染・家屋等の解体**を実施。
- これらに加え、福島復興に向けた未来志向の環境施策(脱炭素・資源循環・自然共生)を推進する「**福島再生・未来志向プロジェクト**」を展開。

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染、廃棄物処理の概要

◆避難指示が発令された区域

(除染)

国が

- ・除染特別地域の指定
- ・除染実施計画の策定
- ・**除染を実施。**

(廃棄物)

国が

- ・汚染廃棄物対策地域の指定
- ・対策地域内廃棄物処理計画の策定
- ・**対策地域内廃棄物を処理。**



※汚染廃棄物対策地域は、除染特別地域と同範囲

◆その他の地域

(除染)

国が汚染状況重点調査地域を指定、**市町村が**

- ・除染実施計画の策定
- ・**除染を実施。**

(廃棄物)

8,000Bq/kg超の**指定廃棄物は国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理。**



宅地の除染

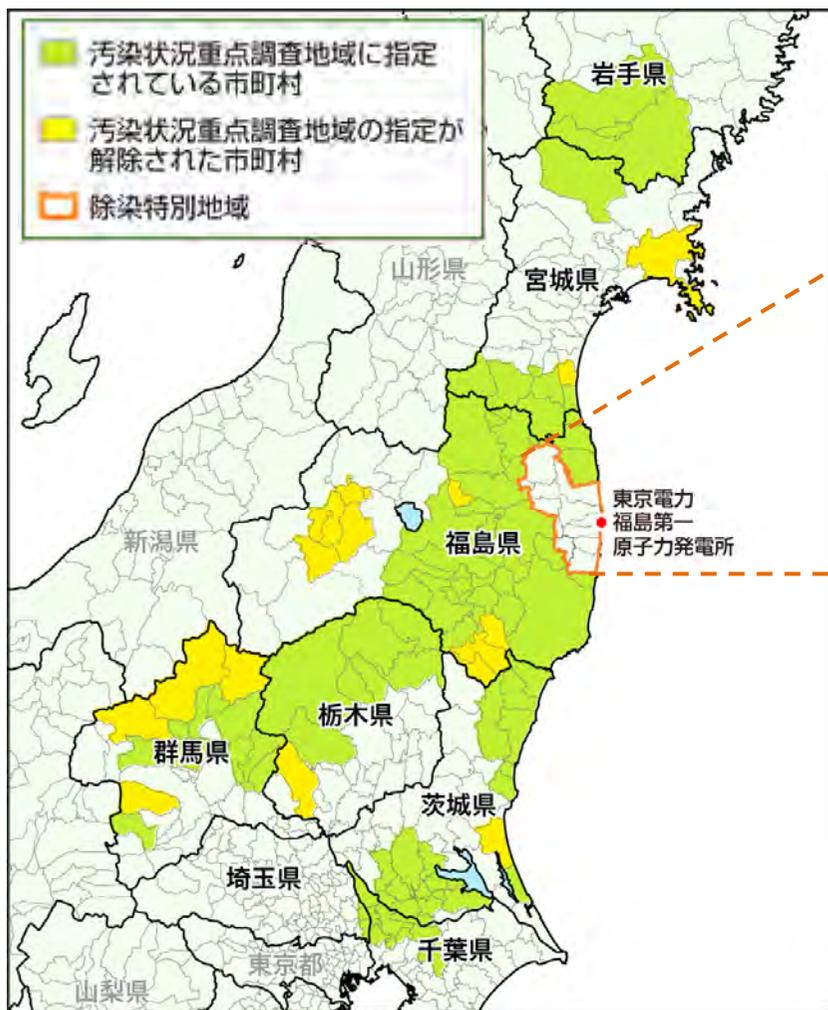


被災家屋等の解体

除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**
(帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染を実施中。)

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞



＜除染特別地域(国直轄除染)＞

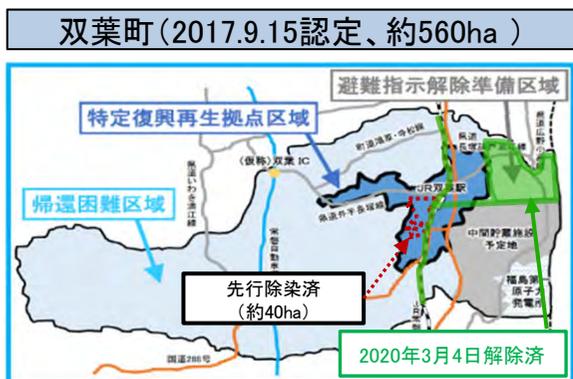


	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域 (93)	除染特別地域 (11)
福島県内	43※	36	11
福島県外 (7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

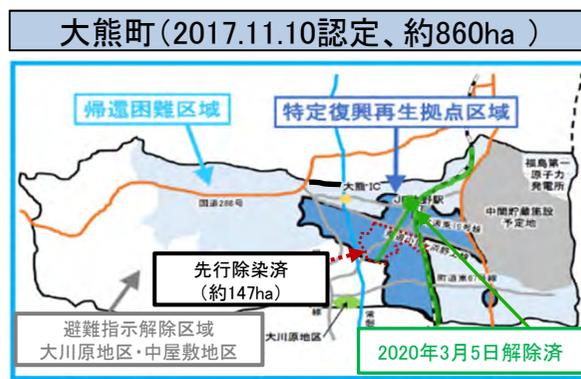
※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

帰還困難区域における取組（特定復興再生拠点区域の除染・家屋解体等）

- 帰還困難区域内については、福島復興再生特別措置法に基づき市町村長が特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染、インフラ等の整備）に関する計画を作成し、これを内閣総理大臣が認定。計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す。
- 計画が認定されたすべての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村）において、家屋等の解体・除染等工事を実施中。



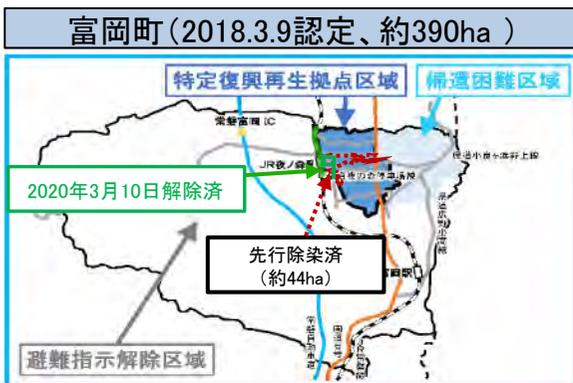
2022年春頃避難指示解除予定



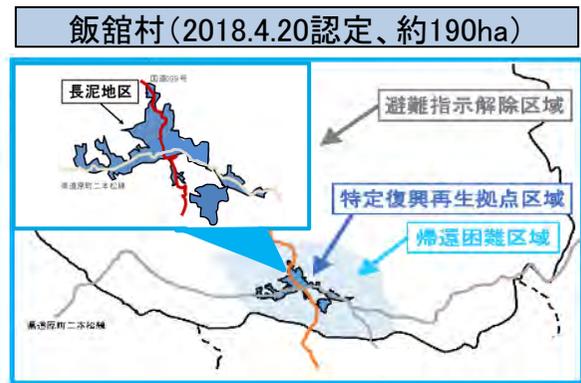
2022年春頃避難指示解除予定



2023年3月避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



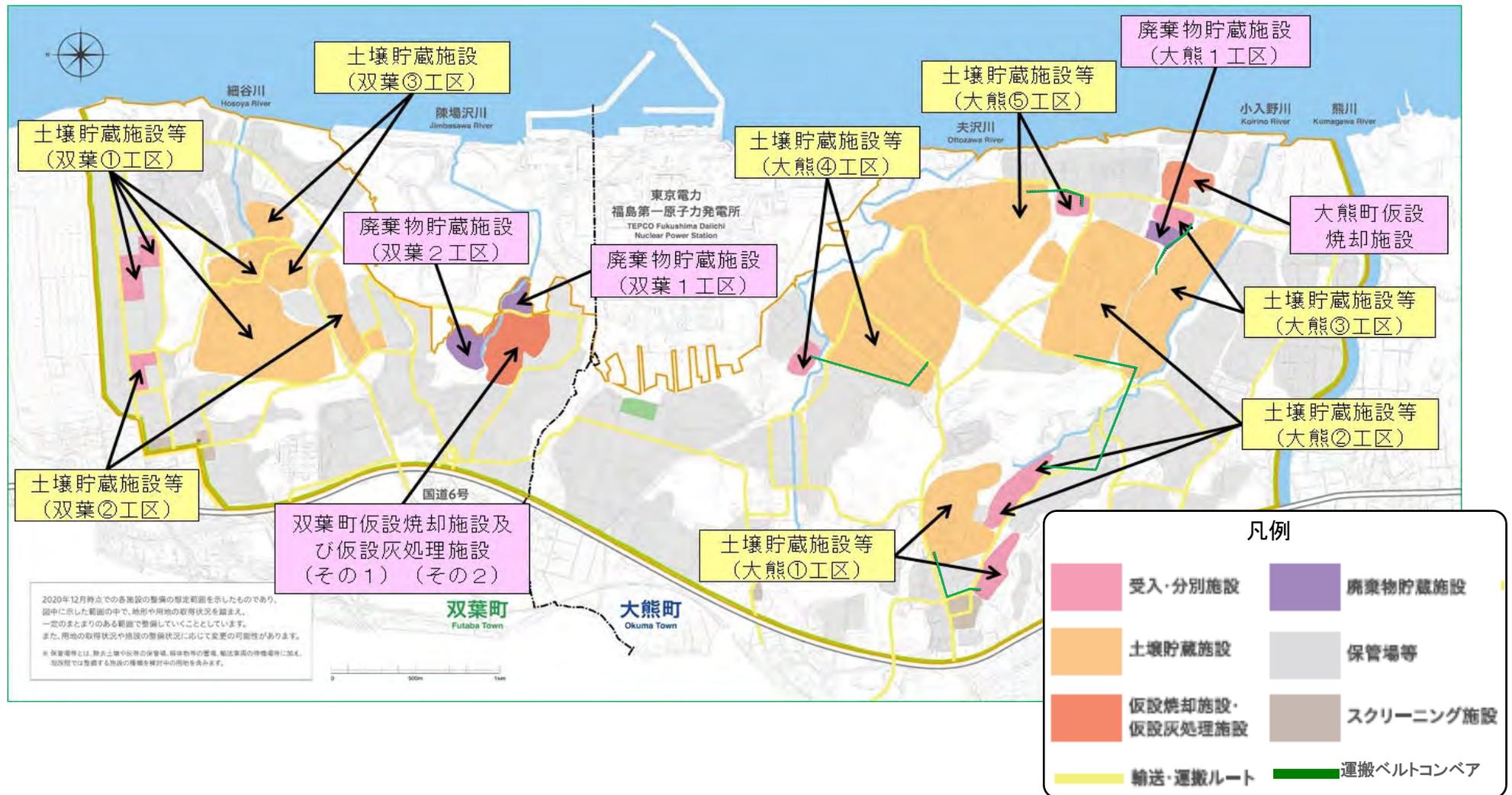
2023年春頃避難指示解除予定



2022年春頃避難指示解除予定

中間貯蔵施設の概要

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)。



中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始。2021年度は18市町村からの輸送を実施し、年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)※の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
- これまでに約1,228万m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送(2021年11月末時点)

※仮置場等での保管量と搬入済量との合計：約1400万m³



※輸送が終了した市町村でも今後輸送が必要となるものが生じた場合には輸送することとしている。

輸送の管理・監視について

輸送対象物の全数管理

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている。



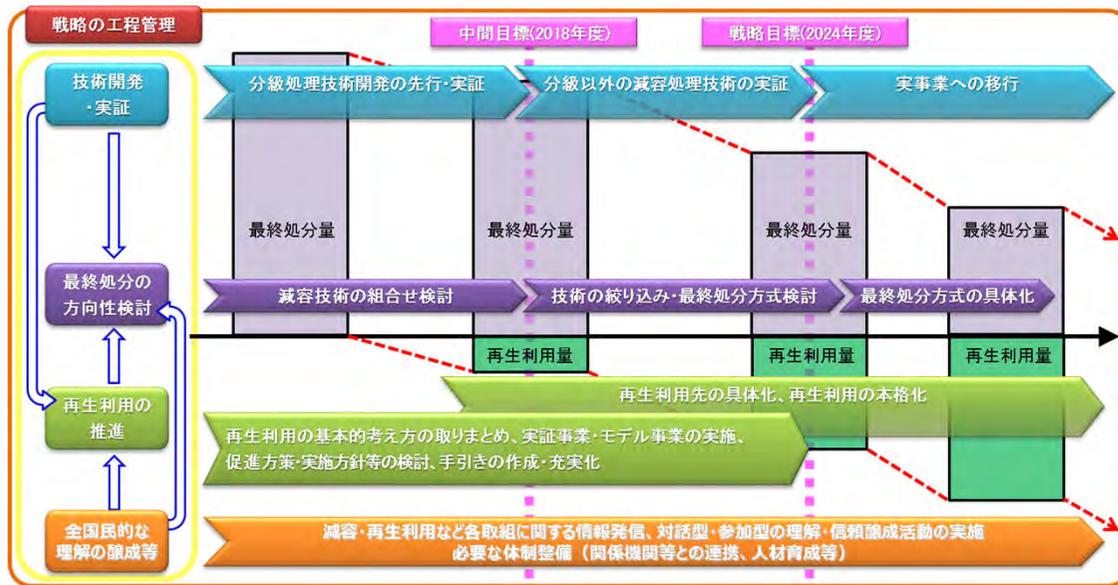
輸送車両の運行管理

- GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握。
- 交通状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う。



減容・再生利用技術開発戦略、再生利用の基本的考え方

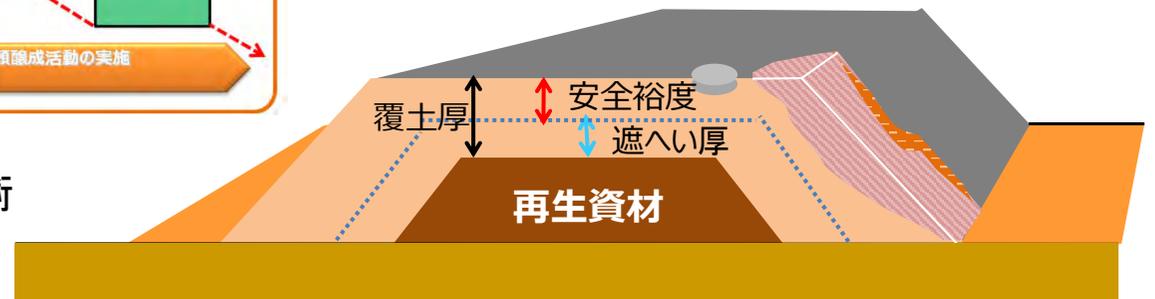
- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしている。 県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいるところ。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。
- 特に、再生利用については、2016年にとりまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を指針として、実証事業を実施するとともに、全国民的な理解醸成に取り組み、環境整備を進めている。



(上)「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の概要

(下)「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」の概要

- 再生利用の用途の限定 (管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における道路等の盛土材等に限定)
- 追加被ばく線量を制限するための適切な管理 (再生資材の放射能濃度の限定、適切な厚さの覆土等)



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

再生利用等に関する理解醸成への取組状況

- 再生利用等に関する理解醸成を図るため、福島県内除去土壌を用いた鉢植えを環境省本省に加え、2021年7月には総理大臣官邸、復興庁、自民党本部、公明党本部にも設置。また、12月には5か所の環境省関連施設内にも設置。
- 飯舘村長泥地区の実証事業について多くの方に認知・理解していただくため、事業エリアを対象とした一般の方向けの現地見学会を実施。2021年7月から11月にかけて計12回実施した。
- 除去土壌等の最終処分量を減らすための減容・再生利用の必要性及び安全性について、全国各地で対話集会を開催するなど、全国での理解醸成活動を抜本的に強化し取り組んでいる。

◆福島県内除去土壌の環境省本省等での利用



環境省本省内



総理大臣官邸

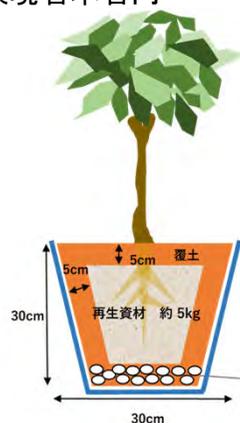
◆再生利用実証事業現地見学会



◆第3回対話フォーラムの様子（12月18日に名古屋にて開催）



※2021年5月に第1回を、9月に第2回を開催



利用のイメージと
周辺の放射線量

※鉢植えの設置前後で
大臣室内の鉢植え周辺の
空間線量率は変化なし。
(空間線量率：0.06 μ Sv/h)

福島再生・未来志向プロジェクトの進捗状況

「福島」×「脱炭素・資源循環・自然共生」

- 福島県知事からの要望を受けて、2018年8月に「福島再生・未来志向プロジェクト」を始動。
- 2021年4月には、環境再生・資源循環局に「福島再生・未来志向プロジェクト推進室を設置するなど、体制を強化しながら取組を推進。

基本的な考え方

- 福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見し、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。
- 環境省事業を効果的に組み合わせ、また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元に取り添いつつ、分野横断的な政策パッケージを戦略的に展開。

産業創生への支援

〈かなりわいの復興〉

- 廃棄物リサイクル産業の創生を支援。地元企業等の共同事業として不燃性廃棄物の再資源化施設が、2020年10月に竣工した



不燃性廃棄物再資源化施設



使用済み太陽光パネルの先端リサイクル技術

- 先端リサイクル技術の実証や事業化に向けた取組を推進（使用済み太陽光パネルのリサイクルや、人工知能を使った自動選別システム等）

ふくしまグリーン復興への支援

〈自然資源活用による復興〉

- 2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進。
- 環境にやさしいツーリズムやCO₂排出の少ない交通技術の活用を検討。



尾瀬沼ビジターセンター完成予想図

脱炭素まちづくりへの支援

〈暮らしの復興〉

- 脱炭素社会の実現に向けた新たなまちづくりを支援。
- 2021年度は、バイオマスレジン製造プラント等へのグリーン水素の供給、波力発電装置の設置、榊栽培を想定した営農型太陽光発電など、実行可能生調査（FS）を5件実施。



ソーラーシェアリングイメージ図



地域活性化への支援

〈リスコミ・情報発信による復興〉

- 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」等を活用し、ホープツーリズムに貢献。
- 榊葉町で首都圏等の学生のボランティアに聞き書きプロジェクトによる「米作り」を開催、富岡町で「えびす講市」を共催。
- 新宿御苑で行われるイベント開催時に出席し、福島マルシェの開催に協力。



新宿御苑でのPRイベント

被災地の環境再生に係る令和4年度予算（案） 3,334億円（3,530億円）

令和4年度予算（案）のポイント

- 安全を第一に地域の理解を得ながら中間貯蔵施設事業を着実に実施する。また、除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発を進める。
- 除去土壌搬出後の仮置場等の跡地について、円滑に原状回復・返地を進める。
- 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域復興再生計画（6町村）に基づき、除染・廃棄物処理等を着実に進める。
- 廃棄物についても特定廃棄物埋立処分施設（旧エコテック）への搬入を開始しており、減容化→埋立の流れで着実に処理を行う。

令和4年度予算（案）の内容

中間貯蔵施設関連事業

1,981億円（1,872億円）

〔施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送、用地の取得、減容・再生利用技術開発等〕

特定復興再生拠点整備事業

445億円（637億円）

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画（6町村）に基づく除染・廃棄物処理等〕

除去土壌等適正管理・原状回復等事業

271億円（253億円）

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

放射性物質汚染廃棄物処理事業等

638億円（768億円）

〔特定廃棄物の処理、指定廃棄物の一時保管、農林業系廃棄物の処理の促進、廃棄物処理施設のモニタリング等〕